

2020年（令和2年）5月14日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

特別定額給付金に関することに係る要配慮個人情報を取り扱うこと、個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2020年（令和2年）5月11日付けで諮問（第1011号）された特別定額給付金に関することに係る要配慮個人情報を取り扱うこと、個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第8条第2項第2号の規定による要配慮個人情報を取り扱う必要性があると認められる。
- (2) 条例第10条第2項第5号の規定による個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (3) 条例第10条第5項ただし書の規定による個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (4) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり、要配慮個人情報を取り扱う必要性、個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過について

2020年（令和2年）4月20日に新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が閣議決定され、新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要がある。医療現場をはじめとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、人々が連帯して、

一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない、と示され、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援が行われることとなった。

また、令和2年度一般会計補正予算（第1号）等の変更において、全国全ての人々を対象とした特別定額給付金などを盛り込んだ国の補正予算案が2020年（令和2年）4月30日に可決され、本市においても福祉健康総務課が担当課となり、特別定額給付金を給付することとなった。

給付要件は、基準日である2020年（令和2年）4月27日において、本市の住民基本台帳に記録されていることであり、給付額は1人100,000円、申請受付時期は申請書の送付開始の2020年（令和2年）5月下旬から3か月を予定している。

特別定額給付金の給付対象者は約437,000人と想定しており、本市の関係課等及び関係機関からの情報を基に申請書を受給権者（住民基本台帳に記録されている世帯主約192,000人）に送付し、受給権者から郵送による申請を受け付ける。また、受給権者（住民基本台帳に記録されている世帯主）からマイナポータルを通じたオンライン申請による手続も可能とする。

なお、郵送申請及びオンライン申請に係る申請受付状況、給付決定状況等の管理は本市の給付管理システムにて行う。

以上のことから、要配慮個人情報を取り扱うこと、個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 本事業で取り扱う要配慮個人情報について

ア 障がい者のうち、養護者から虐待を受けたことにより入所等の措置がとられている者の住所、氏名、生年月日及び措置入所日

イ 高齢者のうち、養護者から虐待を受けたことにより入所等の措置がとられている者の住所、氏名、生年月日及び措置入所日

ウ 配偶者等からの暴力を理由に避難し、配偶者等と生計を別にしている者（申請者から申し出が必要）の住所、氏名、生年月日及び申出日

以上の情報については、国全体で行われるこの給付事業を公平に実施するためには、給付要件に関するこれらの情報が必要不可欠であることから、取扱いを行うものである。

なお、受託者へ渡すデータには、以上の要配慮個人情報は含まれない。

(3) 本人以外のものから収集する個人情報の項目

ア 本市の関係課等から収集するもの

(ア) 住民基本台帳

基準日2020年（令和2年）4月27日において、本市の住民基本台帳に記録されている者、及びいずれの市区町村にも住民記録がないが、本市において住民登録の手続を行い、住民票が作成された者の住所、氏名、生年月日、性別、世帯主名、続柄、住民日、住民届出日、異動日、

異動届出日，異動事由及び転出先住所

所管課 市民窓口センター

(イ) 障がい者のうち，養護者から虐待を受けたことにより入所等の措置がとられている者の情報

基準日 2020年（令和2年）4月27日において，入所等措置がとられている者の住所，氏名，生年月日及び措置入所日

所管課 障がい福祉課

(ウ) 高齢者のうち，養護者から虐待を受けたことにより入所等の措置がとられている者の情報

基準日 2020年（令和2年）4月27日において，入所等措置がとられている者の住所，氏名，生年月日及び措置入所日

所管課 地域包括ケアシステム推進室

イ 関係機関から収集するもの

児童福祉法，障害者総合支援法，身体障害者福祉法，知的障害者福祉法，生活保護法及び売春防止法の規定により入所等の措置がとられている児童の情報

基準日 2020年（令和2年）4月27日において，入所等措置がとられている者の住所，氏名，生年月日及び措置入所日

所管関係機関 神奈川県児童相談所

(4) 個人情報をも本人以外のものから収集する必要性について

特別定額給付金の給付対象者は約437,000人と想定しており，一定期間内に本人から情報を収集することは，時間，労力及び費用を莫大に費やすことになり，事業の目的達成が困難になる。本業務を迅速に遂行するためには本市の関係課等及び関係機関が保有する情報を収集する他に方法がないため，個人情報を本人以外のものから収集する必要がある。

(5) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

通知すべき相手が多数であるため，通知する費用や事務量が過分に必要となり，本市の事務処理に著しい支障が生じることから，個別の通知は省略したい。

なお，個人情報を本人以外から収集することに伴う本人通知の省略については，広報等で周知を図る。

(6) コンピュータ処理について

ア 特別定額給付金申請の流れ

(ア) 本市の関係課等及び関係機関から収集した個人情報を給付管理システムに取り込み，給付対象者判定を行い，給付対象者データを作成する。

(イ) 申請手続

a 郵送申請

(a) 福祉健康総務課は，受託業者に給付対象者データ（要配慮個人情報を除く。）を提供後，受託業者は申請書を作成し，受給権者（住民基本台帳に記録されている世帯主）に申請書を送付する。

(b) 受託業者は、受給権者からの申請書を基に申請年月日及び口座情報を含む給付対象者情報と提出された申請書を本市へ届け、福祉健康総務課は給付管理システムにデータの取り込みを行う。

b オンライン申請

(a) 受給権者は、PC又はスマートフォンからマイナポータルのぴったりサービスにアクセスし、藤沢市を選択後、申請者情報及び振込口座情報を入力する。また、振込口座の確認書類（画像）のアップロード及びマイナンバーカードの読み取りを行う。

(b) 福祉健康総務課は、オンライン申請データを抽出し、給付管理システムにデータを取り込む。

(ウ) 郵送申請及びオンライン申請により取り込まれたデータは、再度、給付管理システムにおいて給付判定処理を経て、給付決定データを作成し、受給権者の金融機関口座へ振込処理を行う。なお、給付決定通知は受託業者から受給権者へ送付する。

イ コンピュータ処理を行う必要性

給付金の給付については、国の制度の目的から、迅速かつ的確な給付事務を求められており、本市では特別定額給付金の給付対象者は約437,000人（住民基本台帳に記録されている世帯主は約192,000人）と想定していることから、手作業での処理は困難であり、コンピュータによる処理が必要であると考えます。また、その膨大な事務を行うため、給付金の申請内容のデータ化及び給付決定データに基づく給付決定通知の送付を専門の業者に委託し、効率的な事務の運用を図りたい。

ウ コンピュータ処理を行う情報と項目

(ア) 郵送申請による申請情報

住所、氏名、生年月日、電話番号、振込口座、申請日、世帯主名及び続柄

(イ) オンライン申請による申請情報

住所、氏名、生年月日、性別、メールアドレス、電話番号、振込口座、申請日時及び世帯主名

(ウ) 住民基本台帳

基準日2020年（令和2年）4月27日において、本市の住民基本台帳に記録されている者、及びいずれの市区町村にも住民記録がないが、本市において住民登録の手続きを行い、住民票が作成された者の住所、氏名、生年月日、性別、世帯主名、続柄、住民日、住民届出日、異動日、異動届出日、異動事由及び転出先住所

(エ) 障がい者のうち、養護者から虐待を受けたことにより入所等の措置がとられている者の情報

基準日2020年（令和2年）4月27日において、入所等措置がとられている者の住所、氏名、生年月日及び措置入所日

(オ) 高齢者のうち、養護者から虐待を受けたことにより入所等の措置がとられている者の情報

基準日2020年（令和2年）4月27日において、入所等措置がとられている者の住所、氏名、生年月日及び措置入所日

- (カ) 児童福祉法，障害者総合支援法，身体障害者福祉法，知的障害者福祉法，生活保護法及び売春防止法の規定により入所等の措置がとられている児童の情報

基準日2020年（令和2年）4月27日において、入所等措置がとられている者の住所、氏名、生年月日及び措置入所日

- (キ) 配偶者等からの暴力を理由に避難し、配偶者等と生計を別にしている者の情報（申請者から申し出が必要）

住所、氏名、生年月日及び申出日

エ 安全対策

- (ア) 本市の安全対策について

- a オンライン申請による申請情報については、L G W A N回線を介して、各自治体に割り振りをされたI D及びパスワードにより、Z I Pファイルにて申請データを一括取得する。
- b 本市の関係課等から福祉健康総務課に提供されるデータのうち、住民基本台帳のデータについては、I T推進課に依頼し、各基幹システムから抽出を行い、直接I T推進課に設置されているネットワークサーバに保存する。
- c 障がい者のうち、養護者から虐待を受けたことにより入所等の措置がとられている者及び高齢者のうち、養護者から虐待を受けたことにより入所等の措置がとられている者のデータについては、抽出ファイルの形式をC S Vファイルとし、データの受渡しについては、パスワード設定や生体認証などが可能な媒体（U S Bメモリを予定）を使用し、双方の職員同士が直接受渡しを行うと共に、媒体については紛失することがないように施錠が可能な専用ケース等に収納して複数人で運搬する。また、その際には受渡し簿を作成し、双方で確認する。
- d 神奈川県児童相談所から提供を受けるデータについては、L G W A N回線にてパスワード設定されたx l s xファイル形式で本市に提供される。
- e 提供されたファイルについては、パスワード設定を行うと共に、I T推進課に設置されているネットワークサーバ内にある給付管理システムに取り込み、使用する。ネットワークサーバにアクセスする際は、生体認証を設定すると共に、給付管理システムにもパスワードを設定し、使用を所属長に許可された必要最小限の福祉健康総務課職員に限定する。
- f 媒体については管理責任者を定め、鍵のかかるキャビネット等で管理し、データの使用終了後は速やかにデータを消去する。
- g 給付金業務終了後、提供されたファイルについては業務系端末のネットワークドライブから消去し、使用できないようにする。
- h 事務を行う執務室については、業務時間外は第三者が入れないよう

施錠を行うと共にフロア全体を機械警備する。

- i やむを得ず紙に出力したデータについては、執務室内でシュレッターなどにより確実に速やかに廃棄する。
- (イ) 受託者に求める安全対策について
- a プライバシーマーク及びI SMS又はこれと同等と本市が認める資格を取得していること。
 - b 作業場所が機械警備、監視カメラ、有人監視、IDカードの導入等によるセキュリティ管理がなされていること。
 - c サーバーを管理している保管施設への入退室は関係職員のみ限定し、入退室の状況を記録すること。
 - d 業務責任者及び従事者についての名簿を提出すること。
 - e 作業現場への職員の立会いが可能であること。さらに緊急時や確認が必要なときに、藤沢市役所から公共交通機関により2時間以内で移動可能な場所に作業場所を設置すること。
 - f 端末操作については、ユーザーID及び暗証番号による認証を行い、端末操作を関係職員に限定すること。
 - g 暗証番号は定期的に変更すると共に操作の状況を記録すること。
 - h 個人情報とは端末には保存せず、入退室制限を設けた保管施設に設置されているサーバーで一括管理すること。
 - i 作業を行う端末等については、外部ネットワークと接続しないこと。
 - j 端末については、コンピューターウイルス対策ソフトを利用し、最新のウイルスパターンを適用し、ウイルス対策を施すこと。
 - k やむを得ず紙に出力したデータについては、作業室内でシュレッターなどにより確実に速やかに廃棄すること。
 - l データの受渡しについては、パスワード管理や生体認証などが可能な媒体を使用し、双方の職員同士が直接受渡しを行うと共に、媒体については、紛失しないよう施錠が可能な専用ケース等に収納して複数人で運搬する。また、その際には受渡し簿を作成し、双方で確認する。運搬車両はコンテナ積載型、ワゴンタイプ等積み荷に対して施錠管理のできるものを使用する。
 - m 通知書等を運搬する際は容器に収納し、事故等の際にも散乱しないよう、措置を講じること。
 - n 受託業務終了後は速やかにデータを消去し、記録媒体等があるときは、専用ソフトでデータ消去し完全に復元できないようにするか、シュレッターなどにより、データを復元できないように処理をして廃棄すること。また、その際は廃棄証明書を提出すること。
 - o 提供する情報については、市の許諾なくして複写又は複製しないこと。
 - p 関係職員については、個人情報に関する必要な研修及び指導を行うと共に、個人情報管理が適正に行われているか点検を行うこと。
 - q 守秘義務違反に関する責任の所在を明確にするとともに、業務従事

者に周知徹底すること。

r 取り扱う全ての情報に対して、不正な持ち出し、改ざん、破壊、紛失、漏えいなどが行われないよう管理を徹底すること。

以上、個人情報を取り扱う場合については、条例、藤沢市情報セキュリティポリシー基本方針、藤沢市コンピュータシステム管理運営規程並びにデータの保護及び秘密の保持等に関する仕様書を遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

(7) 実施時期

2020年（令和2年）5月から2021年（令和3年）3月まで、及び継続実施された場合は国が示す終了時期まで

(8) 添付資料

- ア 特別定額給付金給付事業実施要領
- イ 特別定額給付金の支給対象者について
- ウ 給付管理システム構成図
- エ 特別定額給付金申請の流れ
- オ コンピュータ処理を行う情報と項目

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」(1)から(4)までのとおりの判断をするものである。

(1) 要配慮個人情報を取り扱う必要性について

実施機関では、要配慮個人情報を取り扱う必要性について、次のように述べている。

国全体で行われるこの給付事業を公平に実施するためには、給付要件に関する情報が必要不可欠であることから、取扱いを行うものである。なお、受託者へ渡すデータには、要配慮個人情報は含まれない。

以上のことから判断すると、要配慮個人情報を取り扱う必要性があると認められる。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

実施機関では、個人情報を本人以外のものから収集する必要性について、次のように述べている。

特別定額給付金の給付対象者は約437,000人と想定しており、一定期間内に本人から情報を収集することは、時間、労力及び費用を莫大に費やすことになり、事業の目的達成が困難になる。本業務を迅速に遂行するためには本市の関係課等及び関係機関が保有する情報を収集する他に方法がないため、個人情報を本人以外のものから収集する必要がある。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

(3) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略する合理的理由について

実施機関では、個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通

知の省略について、次のように述べている。

通知すべき相手が多数であるため、通知する費用や事務量が過分に必要となり、本市の事務処理に著しい支障が生じることから、個別の通知は省略したい。なお、個人情報をも本人以外から収集することに伴う本人通知の省略については、広報等で周知を図る。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(4) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理を行う必要性

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

給付金の給付については、国の制度の目的から、迅速かつ的確な給付事務を求められており、本市では特別定額給付金の給付対象者は約437,000人（住民基本台帳に記録されている世帯主は約192,000人）と想定していることから、手作業での処理は困難であり、コンピュータによる処理が必要であると考ええる。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策

実施機関が「2 実施機関の説明要旨」(6)エの(ア)及び(イ)において示す安全対策は、次のとおりである。

(ア) 本市の安全対策について

- a 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置
(ア) e
- b 利用後にデータを確実に消去するための措置
(ア) f, (ア) g, (ア) i
- c データ媒体の安全性を高めるための措置
(ア) b, (ア) c, (ア) e
- d ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置
(ア) a, (ア) d
- e 日常的な安全対策
(ア) f, (ア) h

(イ) 受託者に求める安全対策について

- a データ媒体の安全性を高めるための措置
(イ) l, (イ) m
- b 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置
(イ) f
- c 利用後にデータを確実に消去するための措置
(イ) k, (イ) n

- d ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置
(イ) i, (イ) j
- e 必要最小限の従事者以外の者によるデータの外部への持ち出しを防止するための措置
(イ) r
- f 実施機関が受託者の安全対策を確認できるようにするための措置
(イ) a, (イ) d, (イ) e, (イ) l, (イ) p, (イ) q
- g その他受託者の安全対策を高めるための措置
(イ) h, (イ) o
- h 日常的な安全対策
(イ) b, (イ) c, (イ) g

以上、個人情報を取り扱う場合については、条例、藤沢市情報セキュリティポリシー基本方針、藤沢市コンピュータシステム管理運営規程並びにデータの保護及び秘密の保持等に関する仕様書を遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

以 上